

第4次松戸市障害者計画の体系の検討

第4次松戸市障害者計画の体系			具体的な取組に基づき実施する主な事業[変更箇所]
節	施策	具体的な取組み	
第1節 地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進	1 市民意識の醸成	○地域活動における交流の促進 ○心のバリアフリーの醸成 ○学校教育における福祉教育 ○交流の場の提供	(継続)
	2 地域福祉活動の推進	○ボランティア等の育成と市民参加の促進 ○児童・生徒のボランティア活動支援 ○障害者関係団体への支援	(継続)
	3 権利擁護体制の推進 重点	○成年後見制度の普及促進 ○日常生活自立支援事業との連携 ○差別解消の取組みの推進 ○虐待防止体制の強化	(継続)
第2節 ライフステージに応じた切れ目のない支援	1 障害の早期療育につなげるための早期発見	○保健指導の継続的な実施 ○疾病等の早期発見	(継続)
	2 障害に応じた療育の充実	○子どもの自立に向けた支援 ○保育所(園)等の児童施設職員のサポート体制の充実 ○ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実	(継続)
	3 特別支援教育等の充実	○教育内容の充実 ○教育環境の整備 ○就学相談・指導の充実 ○卒業後の相談の充実・進路の確保	(継続)
	4 医療的ケア児等の支援体制の整備 重点	○普及啓発と連携・交流の推進 ○医療的ケア児等を支援する保育・教育・サービスの充実	(継続)
	5 介護保険制度への円滑な移行支援 【新規】	○介護保険制度への円滑な移行支援	・介護保険移行者について、円滑にサービス移行できる支援体制を構築します。 ・介護保険移行者のうち、セルフプランであった者について、移行後のサービス利用の経過を分析します。 ・共生型サービスの周知・啓発を実施します。
第3節 生きがいをもった社会参加の促進	1 障害のある人への就労の支援 重点	○就労支援・雇用の促進及び安定 ○障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上	(継続)
	2 地域とつながるスポーツ・文化活動等の支援	○スポーツ・レクリエーションの促進 ○文化・芸術等の活動の支援 ○居場所づくりの支援	(継続)

協議会内議論内容等(一部略)	直近の施策動向(トピック)	
	国	松戸市
【計画協議会内容】 ・「親なき後」というところで、成年後見制度も一つの手段として用いることが多い。アンケート結果では、認知は進んでいるが、使いたくないという数字も伸びている。制度についての周知啓発というものが今後継続的に必要である。(R5.1.24 会議) 【アンケート等結果】 ・地域共生社会、成年後見制度、合理的配慮等についての認知率は向上している。一方で、障害のある人に対する差別・偏見があると回答した人の割合も同様に増加している。(市民-問 16) > 地域共生社会を「内容まで知っていた」、「言葉だけは知っていた」の合計値(市民-問 6) (R1) 42.2% (R4) 46.6% > 障害のある人に対する差別・偏見がある(市民-問 9) (R1) 46.2% (R4) 47.9% [身体障害者]	【総合支援法改正】 ・家族が意思表示を行わない場合も市町村長が同意の可否を判断し医療保護入院が可能へ(入院者訪問支援事業の創設)	
【計画協議会内容】 ・移行期を見据えた支援を1年前、2年前、3年前からしておくということが重要だというご指摘だと思います。どのようなサービスを使っているのか、それをきちんとモニターして、移行期にあたって遡っていつまでに何をすればよいのかということを具体的に検討していただければと思います。(R5.1.24 会議) 【アンケート等結果】 ・障害があるとわかったきっかけとして、「家族が気づいた」の割合が最も高く、次いで「病院で医師から指摘された」、「定期健診で指摘された」となっており、障害や発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。(児-問 8) ・「ライフサポートファイル」の認知度は4割半ば、利用している割合は1割半ばとなっており、今後も利用促進に向け取り組んでいくことが必要です。(児-問 26) ・医療的ケアの必要な子どもとの生活を送るうえで、主たる介護者の方が困っていることについて、「緊急で預けられるところがない」、「就労することができない、就労していても自分の望むように働くことができない」の割合が最も高い。制度等の社会資源の認知度は3割半ばとなっており、医療的ケア児等の支援体制の強化とともに、情報提供の充実が必要です。(医ケア児-問 24) ・「主たる介護者」が医療的ケアを含む介護から、丸1日離れることができた直近の日数は、「離れられた日はない」の割合が最も高く、介護者への支援の充実が必要です。(医ケア児-問 19)		【新規事業】 ・松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金の実施(R4年4月～) ・松戸市重症心身障害児通所支援事業所開所延長支援補助金の実施(R4年4月～) ・松戸市医療的ケア児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金の実施(R4年7月～) ・松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修補助金の補助対象拡充(R5年4月～)
【アンケート等結果】 ・働きやすい労働条件について、「雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる」の割合が最も高く、次いで「体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる」となっており、障害者の雇用促進の充実に向け、障害や障害者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要です。(者-問 34) ・現在の日中の過ごし方と将来の日中の過ごし方の希望をクロス集計した結果、現在は「家庭内で過ごしている」と回答したもののうち、17.2%は就労、通所等を将来希望していることが分かりました。(者-問 33)	【総合支援法改正】 ・就労選択支援制度の創設 ・一般就労者が、就労系福祉サービスの利用を可能へ ・短時間労働者を実雇用率算定可能へ 【第5次障害者基本計画】 ・障害者の雇用率達成率の割合目標値(R3年度 47%⇒R9年度 56%) ・障害者の週1回以上のスポーツ実施率(R3年度 成人 31%、若年層 41.8%⇒ R9年度 成人 40%程度、若年層 50%程度)	【新規事業】 ・障害者就労施設等事業者支援業務の実施(R5.4-)

第4次松戸市障害者計画の体系			具体的な取組に基づき実施する主な事業[変更箇所]
節	施策	具体的な取組み	
第4節 自立した地域生活の支援	1 障害の原因となる傷病の予防と治療	○健康の維持・増進 ○医療費等の負担軽減	(継続)
	2 障害福祉サービスの充実	○障害福祉サービスの供給体制の整備 ○障害福祉に関する人材の育成 ○障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築 ○地域生活支援拠点の整備 ○利用者負担の軽減	・地域生活支援拠点については、障害福祉サービス等を利用している人が、必要とされる時に、いつでも利用できるよう目標値を設定し、更なる整備を促進します。 [目標値] ・緊急一時支援の認知率(者) R4 12.3%⇒R7 25%(児) R4 16.7%⇒R7 35% [参考指標] ・緊急一時支援の事前登録者数 R4 116人⇒R7 400人 ・地域生活支援拠点登録事業者数 R4 5事業所⇒R7 11事業所
	3 生活の安定のための支援	○年金・各種手当制度の周知 ○助成・割引制度の活用支援	(継続)
	4 相談支援体制の充実 重点	○身近な相談支援体制の充実・強化等 ○重層的な相談支援体制の整備	・相談支援事業所の人員配置に係る負担軽減策を検討します。 ・基幹相談支援センターの役割が、多様化し、重要性が増していることから、適切な人員配置等を図ります。 ・ひきこもり支援事業については、既にリーチできている要支援者の傾向を分析するとともに、関係機関との連携を強化することで、伴走支援の体制を整備します。
	5 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	○情報提供の充実 ○コミュニケーション支援の充実 ○手話言語条例の普及啓発	(継続)
第5節 安全安心なまちづくりの推進	1 生活しやすいまちづくり	○バリアフリー化の推進 ○住まいの確保と居住の支援	・日中サービス支援型グループホームについて、目標値を設定した上で、整備を推進します。
	2 防犯・防災及び感染症等の対策の推進 重点	○災害時要援護者支援体制の整備 ○災害時における情報伝達の確実性の向上 ○防犯対策の推進 ○感染症等に対する対策の充実	(継続)

協議会内議論内容等(一部略)	施策動向(トピック)	
	国	市
<p>【計画協議会内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成率は減少傾向にあり、相談員数も減少傾向にあります。事業所アンケート調査においても、人員数が不足していると回答した事業所が多く、人員体制等を理由にサービス提供を断った割合が、他のサービスと比較しても多い傾向にあります。(R5.1.24 会議) 基幹相談支援センターを3カ所に増設後も業務過多の状況は続いているということは早急な改善が望まれる重要な課題だと思われます。(R5.1.24 会議) アンケートにおいて「これから特に力を入れてほしい障害者施策は、保護者などがなくなった後の生活支援の充実が障害者で28.6%、障害児で57.6%でした。また障害別では知的障害の38.3%がグループホームなどの整備を挙げていました。自由記述欄には「親亡き後」への不安や、施策への期待が圧倒的に多く記載されています。(R5.1.24 会議) <p>【アンケート等結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の福祉サービスの利用状況をみると、「利用したことがある」割合が28.3%となっており令和元年度調査と比べ、5.7ポイント増加しています。また、今後3年間の障害福祉サービス等の利用意向をみると、各サービスにおいて、1割から4割の人が増やしたいと考えており、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの量的・質的な充実が必要です。(者-問18、19) ひきこもりは当事者全てが障害者ではないため、障害分野での相談窓口に抵抗がある当事者・家族もいる。障害分野に限らず、様々な分野での相談窓口や居場所の充実が必要です。(関係団体ヒアリング結果) 	<p>【総合支援法改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等の療養生活支援の強化(登録者証の発行等) <p>【基本指針改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するにあたっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、適切な支援ができるよう管内のニーズ把握をするとともに、課題の整理、人材の育成、地域資源の開発等を行い支援体制の整備を図る。 	<p>【新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子向け手話講習会の実施(R5年度)
<p>【計画協議会内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「親なき後」の問題というのは切実で、緊急一時はもちろんですが、レスパイトケア的なショートステイの数を増やす、それから将来的にグループホームのような親亡き後の問題を総合的に考えていくというようなことを総合的にやっていく必要があります。(R5.1.24 会議) <p>【アンケート等結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難するときに支援が必要な人は、43.0%となっており、その内は、一緒に避難してくれる人がいる人は、昼間で63.6%、夜間で75.6%となっている一方で、一緒に避難してくれる人がいない人もいます。(者-問55) 	<p>【基本指針改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人との連携を推進する。 <p>【第5次障害者基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の旅客施設のバリアフリー化率の目標値(R7年度100%) 	